

**国連拷問禁止委員会の最終見解に対応するための、
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と刑事訴訟法の
一部改正を求める意見書**

2008年4月17日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

2007年5月に拷問禁止委員会から日本政府に対して示された最終見解15項及び16項にもとづいて、別紙内容のように、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と刑事訴訟法の一部を改正することを求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

拷問等禁止条約とは、警察や刑務所、入管収容所などでの暴力、精神的脅迫、非人道的な処遇をなくすため1984年に起草された国連条約である。2007年10月現在、締約国数は145か国であり、日本は1999年に加入している。拷問等禁止条約の第1回政府報告書が2005年12月に提出された。

拷問等禁止条約に基づいて設立された条約機関である拷問禁止委員会は2007年5月9、10日に日本政府報告書の審査を実施し、同委員会は5月18日代用監獄の廃止と捜査と拘禁の完全分離、取調べの可視化を内容とする画期的な勧告を行った^{*1}。

当連合会は、2007年3月同委員会に対してオルタナティブ・レポート及びリストオブイシューズを提出した。このレポートは当連合会ホームページにおいて公開されている。

当連合会は、2007年5月に実施された報告書審査の際には、4名の弁護士からなる代表団を送るなど、日本の刑事手続と刑事拘禁制度の実情を正確に伝えることに努めた。そし

*1 この意見書は警察拘禁と取調べの問題に絞って、制度改革を求める意見書を作成したが、見解はこれ以外の問題についても重大な指摘を行っている。

出入国管理政策に関しては、入管収容施設における処遇についての第三者機関の設立、送還された場合、拷問の対象となる危険にさらされると信ずる十分な根拠がある国々への送還を明文で禁止すべきこと、難民認定の該当性を再審査する独立した審査機関の欠如など画期的な問題点が指摘された。

受刑者の処遇については、独立した速やかな医療の提供と所管の厚生労働省への移管、長期の独居拘禁とされている者についての全面的な精神医学的な再評価、独居拘禁の期間を限定することなどが勧告された。

死刑制度については、死刑確定者が例外なく独居拘禁とされていること、処刑が当日の告知で実施されていることが拷問に該当する可能性が示唆された。そして、死刑執行の即時停止と減刑・恩赦を含む手続的改善を検討し、必要的な上訴制度を設けるべきとされた。

て、この審査が予定される直前に、ジュネーブで周防正行監督による日本の刑事司法の実態を描いた映画「それでもボクはやってない」の上映会を企画し、拷問禁止委員会委員や国連事務局関係者に、日本の代用監獄における取調べの実情、刑事裁判においてえん罪を晴らすことの困難さについて理解を求めた。同年5月8日には拷問禁止委員会とNGOとのミーティングに出席し、その後も同委員会を傍聴しながら、連日委員の問題関心に即したプレゼンテーションを準備した。

拷問禁止委員会による審査の全記録、当連合会や人権NGOが同委員会に向けて行った活動内容などは日弁連編「改革を迫られる被拘禁者の人権 - 2007年拷問等禁止条約第1回政府報告書審査 -」（現代人文社 2007年）にまとめられている。

2 刑事被収容者処遇法と代用監獄問題

2006年6月には未決拘禁者と死刑確定者の処遇についても併せて定めた改正法が「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事被収容者処遇法」という。）として成立した。このようにして、1908年に制定された監獄法の全面改正が実現した。

刑事被収容者処遇法に対しては、代用監獄を恒久化したものであるという批判があった。同法の未決拘禁関連部分は、受刑者処遇の改善を約束した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（受刑者処遇法）（2005年）と比較すると、現状を追認しただけで、留置施設視察委員会の設置などを除くと、見るべき改善点に乏しいことは認めざるを得ない。

しかし、今回の法案は現状の代用監獄制度を追認したものであるが、もともとこの制度を恒久化しようとしていた1982年の刑事施設法案・留置施設法案と比較すれば、少なくとも留置施設への収容が刑事施設への収容に対する代替であることは明確化されており、その制度的な象徴というべき留置人費用の費用償還制度も存続されている。同法の附帯決議によれば、「昭和五十五年に法制審議会から『関係当局は、将来、できる限り被勾留者の収容の必要に応じることができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被勾留者を刑事留置場に収容する例を漸次少なくすること。』との答申がなされたが、現在、刑事収容施設の過剰拘禁問題の解決が、当時に比しても、喫緊の課題となっており、その実現に向けて、関係当局は更なる努力を怠らないこと。」「前項の取組みを踏まえ、次なる課題として、刑事司法全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを踏まえて、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方に加え、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で、検討すべきこと。」などが確認されている。

このように、代用監獄制度のあり方は国政の上において、いまだ決着の付いていない問題として残されているのであり、当連合会も一度も代用監獄の廃止をあきらめたことはない。今回の拷問禁止委員会における日本政府報告書審査において、当連合会の最大の獲得目標は代用監獄制度の廃止に向けた国際人権機関からの明確なメッセージを勝ち取ることであった。

3 拷問禁止委員会は代用監獄について、どのような疑問を提起したのか

まず代用監獄制度について、拷問禁止委員会は最終見解15項において、「被逮捕者が裁判所に引致された後ですら、起訴に至るまで、長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留及び取調べに

対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるものであり、事実上、無罪推定の原則、黙秘権及び防御権を尊重しないこととなり得るものである」と指摘している。つまり、裁判所への引致後も警察に拘禁していることそのものが拷問等禁止条約の定める人権保障と両立しないとしているのである。

そして、特に、拷問禁止委員会は以下の点について深刻な懸念を有するとしている。

- a) 捜査期間中、起訴にいたるまで、とりわけ捜査の中でも取調べの局面において、拘置所に代えて警察の施設に拘禁されている者の数が異常に多いこと
- b) 捜査と拘禁の機能が不十分にしか分離されておらず、そのために捜査官は被拘禁者の護送業務に従事することがあり、終了後には、それらの被拘禁者の捜査を担当し得ること
- c) 警察留置場は長期間の勾留のための使用には適しておらず、警察で拘禁された者に対する適切かつ迅速な医療が欠如していること
- d) 警察留置場における未決拘禁期間が、一件につき起訴までに23日間にも及ぶこと
- e) 裁判所による勾留状の発付率の異常な高さにみられるように、警察留置場における未決拘禁に対する裁判所による効果的な司法的コントロール及び審査が欠如していること
- f) 起訴前の保釈制度が存在しないこと
- g) 被疑罪名と関係なく、すべての被疑者に対する起訴前の国選弁護制度が存在せず、現状では重大事件に限られていること
- h) 未決拘禁中の被拘禁者の弁護人へのアクセスが制限され、とりわけ、検察官が被疑者と弁護人との接見について特定の日時を指定する恣意的権限をもち、取調べ中における弁護人の不在をもたらしていること
- i) 弁護人は、警察保有記録のうち、すべての関連資料に対するアクセスが制限されており、とりわけ、検察官が、起訴時点においていかなる証拠を開示すべきか決定する権限を有していること
- j) 警察留置場に収容された被拘禁者にとって利用可能な、独立かつ効果的な査察と不服申立ての仕組みが欠如していること
- k) 刑事施設では廃止されたのと対照的に、警察拘禁施設において、防声具が使用されていること

これらの警察拘禁の実態把握は非常に正確であり、日本政府はこれらの事実認定そのものに異議を述べることは不可能であろう。

4 国際標準にしたがって警察拘禁を制限するという事

その上で、拷問禁止委員会は、未決拘禁を国際的な最低基準に適うものとするための効果的手段を即時に講ずるべきこと、とりわけ、未決拘禁における警察留置場の使用を制限すべく刑事被収容者処遇法の改正を求めている。この点は、過去の規約人権委員会の数次の勧告などにも明示的には含まれなかった、新しい見解であると評価することができる。

第1に、拷問禁止委員会は法を改正し捜査と拘禁を完全に分離すること、国際基準に適合するよう警察拘禁期間の上限を設定することを求めている。警察拘禁期間についての国際標準は次項に詳述するとおり、24 - 48時間である。刑事訴訟法の規定する勾留請求まで7

2時間という規定も、このような国際標準からすれば長きに失するとも言えるが、少なくともこの勧告は、警察留置場を代用刑事施設として用いることを認めた刑事被收容者処遇法を改正して、勾留決定後の警察拘禁は認めないこととし、警察拘禁期間を送検後の時間を含めて72時間以内に制限しようとしているものといえるだろう。

さらに、警察に拘禁されている間であっても捜査官が被拘禁者の護送業務等の留置業務に従事することを禁止するため、刑事被收容者処遇法第16条第3項の捜査と拘禁の分離規定の見直しを求めている。

2008年3月5日、福岡地方裁判所小倉支部は、窃盗、威力業務妨害、殺人、非現住建造物等放火被告事件について、殺人及び非現住建造物等放火の点につき無罪とする判決を言い渡した。この事件の主な争点は、被告人(女性)が実兄を殺害した上で放火した旨の「犯行告白」を聞いたという、代用監獄において被告人と同房であった者の公判供述の証拠能力であった。判決は、同房者の公判供述のうち犯行告白部分については任意性に疑いがあるとして証拠能力を認めなかった。判決は、被告人の自白を獲得するために代用監獄制度を利用した捜査手法を厳しく批判した。すなわち、同房者は、被告人と同じ代用監獄(福岡県警水上警察署留置場)に勾留されていた者であるが、被告人が第1回起訴後に拘置支所へ移送された後、威力業務妨害罪で再逮捕され、代用監獄(同県警八幡西警察署留置場)に勾留されると、同房者もまた再逮捕されて、同じ代用監獄に勾留された。その後、同房者は、起訴されても拘置支所へ移送されることなく代用監獄におかれ続けた。同代用監獄の女性用留置場の定員は2名であり、被告人が拘置支所へ移送されるまでの2か月以上の期間、被告人と同房者は2人だけで代用監獄に收容された。この間、同房者は自己に対する被疑事実について取調べを受けることはほとんどなく、専ら代用監獄における被告人の供述状況についての事情聴取を受け、供述調書が作成されている。本判決は、こうした手法を、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の2人を同房状態にするために代用監獄を利用したものということができ、代用監獄への身柄拘束を捜査に利用したとの誹りを免れない」とし、「同房者を介して捜査機関による取調べを受けさせられていたのと同様の状況に置かれていたということができ、本来取調べとは区別されるべき房内での身柄留置が犯罪捜査のために濫用されていたといわざるを得ない」、と批判した。これはまさに、代用監獄を利用し、捜査と留置が一体となって被告人の自白獲得のために機能した典型例であり、代用監獄の危険な本質を明らかに示したものである。このような捜査が行われないことを完全に確保するためには、代用監獄を廃止するほかにないが、廃止までの間においても、このような捜査を実効的に規制する制度的保障を確立する必要がある。

5 警察拘禁期間の国際標準は24 - 48時間である

それでは、最終見解が求めている、警察拘禁期間の上限を画す国際基準はどのようなものなのだろうか。

国際人権規約自由権規約に基づく条約機関である自由権規約委員会が制定した自由権規約第9条に関する「一般的意見8(16)(9条・身体的自由及び逮捕又は抑留の手續)1982.7.27採択」によれば、「第9条第3項は、刑事事件において逮捕又は抑留された者が裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に「速やかに」("promptly")連れていかねなければならないことを要求する。たいていの締約国においては、

より厳密な期間が法律で定められているが、委員会の意見では2、3日 (a few days) を超えてはならない。」とされている。

自由権規約委員会のニカラグア政府に対する勧告によれば、逮捕後5日以内に裁判官の前に引致することを定めているニカラグア法は規約第9条第3項に一致しないとの認識が示されている (UN Doc.GAOR:45th Session Supplement No.(A/45/40),vo.1,para.406 and 425)。

また、ドイツについて裁判官引致までの48時間について長すぎるという指摘がなされている (No.40 A/45/40,vo.1,para.333 and 352)。

国連 専門家研修シリーズ3「人権と未決拘禁」para66によれば、「被拘禁者処遇に関する基準に合致するためには、犯罪被疑者をその取調べと逮捕に責任を有する当局によって管理運営されている場所に勾留してはならない。」「また、可能な場合には逮捕された者の拘禁に責任を有する当局は、捜査とは別個の命令系統の監督の下におかれなければならない。警察施設以外に代替場所がない場合には、このような拘禁はごく短期間 (Very Short Period) に限られなければならない。さらに、被抑留者の監督に責任を有する公務員は、逮捕と取調べを行う公務員から独立していなければならない。」とされている。

さらに、ヨーロッパ評議会の司法機関であり、世界的に最も緻密な国際人権理論を構築しているヨーロッパ人権裁判所の見解を検討する。なお、日本政府は、ヨーロッパ評議会にはオブザーバー参加しており、同評議会の策定したサイバー犯罪条約については批准を進める方向で国会承認を求めている。したがって、同裁判所の判断についても、わが国は尊重するべきである。

同裁判所のブローガン対英国事件 (1988年11月29日判決 Ser A No 145-B para 62)によれば、イギリスのテロ対策の緊急事態拘禁において、4日と6時間の警察拘禁をヨーロッパ人権条約第5条第3項に違反するとしている。アクソイ対トルコ事件 (1996年12月18日判決 RDJ1996,RDJ1996-V ,2260,para83 et seq.) では、トルコにおける14日間の警察拘禁についてヨーロッパ人権条約第5条第3項に違反するとしている。

おなじく、ヨーロッパ評議会ヨーロッパ拷問防止条約に基づいて設立されたヨーロッパ拷問防止委員会 (CPT) は、一般報告書92の42項において、「警察による拘禁は、原則として比較的短期間でなければならない。したがって、警察の施設で拘禁を受ける者の身体的状況が長期間の拘禁を受ける他の場所にいる者と同程度に良好であることは期待されないが、一定の重要な要求事項は満たしていなければならない。」と定められている。

ヨーロッパ拷問防止委員会はトルコにおける警察拘禁の短縮化に向けて精力的に活動し、国家安全裁判所の管轄下の事件についての警察留置期間が最長は15日、非常事態宣言が出された場合には30日まで延長ができるとされていた1990年の制度を2003年9月までに、警察拘禁の原則は24時間、国家安全裁判所の管轄下の事件についての警察拘禁の期間は原則48時間、集合罪 (つまり3人以上が集まった場合) による被疑者の警察留置場への収容期間の最長期間は検察官の書面による命令があれば4日まで延長できるとされている。

同委員会はハンガリーにおける警察拘禁期間の短縮のためにも活動している。もともと、ハンガリーでも、刑罰執行法によって未決拘禁の場所の原則は拘置所であったが、他のヨーロッパ諸国と著しく異なる、超長期の警察拘禁が例外的に認められていた。このような拘禁は法的には無制限、実際にも数ヶ月継続することもあった。ハンガリーは1992年ヨーロ

ツパ拷問防止条約を批准し、ヨーロッパ拷問防止委員会による訪問は1994年に始まった。1998年3月に法改正がなされ、警察拘禁の原則は72時間とされ、30日間は警察に拘禁することができることとされ、例外的なケースではこの期間は60日に延長できることとされた。2003年の訪問時にも、数か月に及ぶ警察拘禁のケースは存在するが、減ってきており、未決拘禁を原則として拘置所で実施するという法律が2005年1月に実施されることとなっているとされている(2004年6月17日付の委員会レポート)。これに対してハンガリー政府はできる限り速やかに拘置所の増設を急いでいると答えている(2004年6月17日付のハンガリー政府の回答書)。

以上のような国際人権機関の見解を総合すれば、警察拘禁期間の国際標準は24ないし48時間程度であり、テロや組織犯罪対策のためにこの延長が認められるとしても4日程度が上限であると考えられる。

6 代用監獄における人権侵害予防のための制度的保障

第2に拷問禁止委員会は警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にすると同時に、法的援助が逮捕時点からすべての被拘禁者に利用可能なものとされ、弁護士が取調べに立ち会い、防御の準備のため起訴後は警察記録中のあらゆる関連資料にアクセスできることを確実にすることを求めている。

第3に都道府県警察が、2007年6月に設立される予定の留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障することを求めている。弁護士会推薦の委員が選任されているかどうか委員会が独立性を測るバロメーターとされているのである。この問題については、実際には半数以上の県警において弁護士会の推薦する弁護士が委員として選任されたが、少なからぬ県警において弁護士会の推薦する弁護士が委員に選任されていない実情にある。来年度においては全ての県警において弁護士会の推薦する委員を選任することを強く求め、このことが制度的にも保障されるようにしなければならない。

第4に拷問禁止委員会は、警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため、公安委員会から独立した効果的な不服申立制度を確立することを求めている。このような制度的な改正は、刑事施設内の処遇についての法務大臣に対する不服申立てについては「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」という形で一定程度実現しているものであり、当連合会がその実現を強く求めてきたものである。なお、拷問や虐待の訴えを審査する制度としては、1998年に規約人権委員会から勧告がなされているように、人身保護規則第4条を廃止し、人身保護請求による救済についていかなる限定や制約なしに完全に効果的なものとすることも併せて必要である。

第5に拷問禁止委員会は公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮するよう求めている。この問題は現在法制審議会が社会内処遇の問題として審議中であるが、政府として自宅拘禁制度、起訴前の保釈制度などの導入を前向きに検討するべきである。

第6に、さらに拷問禁止委員会は警察留置場における防声具の使用を廃止するべきことを求めている。政府は国会審議中において警察留置場における防声具は保護室の整備を待つて廃止していく方針と説明しているが、全国的な保護室の整備計画を加速させ、早期の廃止計画を明らかにするべきである。

7 取調べ制度と自白について拷問禁止委員会は何を問題にしたのか

拷問等禁止条約は、「締約国は、拷問が発生することを無くすため、尋問に係る規則、指示、方法及び慣行並びに自国の管轄の下にある領域内で逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束及び取扱いに係る措置についての体系的な検討を維持する。」と定めている（11条）。警察の取調べこそ最も拷問が起きやすく、人権侵害の防止のためには尋問に関する規則の厳格な制定と実施が重要であることが条約の最も重要な内容とされているのである。

拷問禁止委員会は、最終見解16項において、とりわけ、未決拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如と、無罪判決に比して、有罪判決の数が極端に多いことに照らし、刑事裁判における自白に基づいた有罪の数の多さに深刻な懸念を表明している。実はこの点に関連して、拷問禁止委員会は最終見解13項において、「委員会は、司法の独立の程度が不十分であること、特に、必要な保証が欠如している裁判官の任期に関して懸念を表す。」とし、「締約国は、司法の独立性を強化し、特に裁判官の任期の保証を確保するために、あらゆる必要な措置をとるべきである。」としている。この有罪率の高さが裁判官が捜査官憲の権力から独立していないことを示していると考えられたのである。

拷問禁止委員会は、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要的とされていないことに懸念を表明している。加えて、同委員会は、国内法のもとで、拷問等禁止条約第15条に違反して、条約に適合しない取調べの結果なされた任意性のある自白が裁判所において許容されうることに懸念を有するとしている。

8 すべての取調べの録画・録音、取調べの厳格な時間規制、違法取調べに基づく自白の証拠禁止を求めた最終見解

そして、拷問禁止委員会は、「警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである」としている。

検察庁が試行を始めた一部の取調べの録画と証拠化は、自白のプレゼンテーションにすぎず、むしろ取調べの実態の判断を裁判官や裁判員に対して誤らせる可能性が高い。拷問禁止委員会が求めているように、全ての取調べの電子的記録及びビデオ録画をしなければ、取調べの適正さの担保にはならないのである。

政府は少なくとも裁判員制度の実施までに、警察、検察による取調べのすべてについて電子的記録及びビデオ録画を行うことを決断するべきである。

また、拷問禁止委員会は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきであるとしている。夜間に及ぶ取調べこそが、被疑者を精神的肉体的に追いつめていく拷問的取調べの基本形である。取調べ時間の規制は極めて重要である。そして、夜間の取調べは禁止とすべきである。台湾においては警察拘禁の期間は24時間（実態としては16時間）に制限されているが、夜間の取調べは完全禁止とされ、他方で禁止されていた時間だけは取調べ時間を延長できるという制度となっている。日本の場合は、

逮捕・留置の時間は48時間と長いので、このような補完措置を講ずることなく、深夜の取調べを禁止したとしても、弊害はないと考えられる。

さらに、拷問禁止委員会は、拷問等禁止条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきであるとしている。これは、刑事訴訟法第319条、第322条を改正し、自白及び不利益供述の証拠能力が否定されるためには任意性のないことが要求されている法制度を改め、捜査・取調べの経過に違法性があった場合、このような取調べの結果採取された自白の証拠能力を端的に否定することを求めているものであると理解できる。

この点は、刑事訴訟法第319、第322条の解釈における任意でない自白の排除説と違法排除説との対立として議論されてきた。しかし、拷問等禁止条約は違法な取調べがなされた場合には、その結果作成された自白は任意になされたものかどうかを問わず証拠禁止しなければならないことを求めているのであり、このような解釈論争に終止符を打つような刑事訴訟法改正を求めている。

9 拷問禁止委員会最終見解に応え、刑事司法の全面的な改革を目指そう

別添1の、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱」(通称「拷問禁止法案要綱」)は、この拷問禁止委員会の最終見解15、16項に言及されたわが国の刑事司法制度ならびに刑事拘禁制度の問題点に対処するための法制度改革の課題を、法案要綱の形式で抽出したものである。

この法案要綱を作成した目的は、拷問禁止委員会が日本政府に対して刑事司法制度、刑事拘禁制度に関してどのような制度改革が必要であると考えているかを、明確な形で示し、日本国内の政府だけでなく、与野党の国会議員、報道関係者、この問題に関心を持つ市民らに対して示し、そのための世論を作り上げていくことである。

拘禁制度に関する国際的なエキスパートから出された改革プランは詳細で非常に具体的である。今回の拷問禁止委員会の勧告は、我が国の刑事司法・刑事拘禁の改革の方向性をはっきりと指し示したものとなったといえる。

代用監獄と取調べに関する15、16項は、拷問禁止委員会に対する1年以内の優先的な情報提供事項とされている。

また、2008年5月には、国連人権理事会による日本政府に対する普遍的定期審査(UPR)が実施される。2008年秋には自由権規約委員会による日本政府報告書審査も実施される。これらの国際人権機関の審査の場においても、拷問禁止委員会の最終見解の示したこの改革プランを日本政府が本気で実行するかどうか問われることであろう。当連合会は拷問禁止法案要綱を広く提案し、これに基づくわが国の刑事司法制度と刑事拘禁制度の抜本的な改革を求めていかなければならない。

10 本意見書に添付された法案要綱の位置付けについて

最後に、本意見書に添付された法案要綱と、当連合会の策定した関連する事項についての意見の関係を、簡潔に説明しておきたい。

本法案要綱は、当連合会の見解であるが、むしろ拷問禁止委員会の最終見解の内容をもとに、これを国内の法制度との関連で忠実に法制度化すると、どのような法制度の改革が必要となるかを明らかにする目的で作成したものである。本来であれば、国際機関から示された

このような具体的な見解を尊重するとすれば、我々が提案するような法改正案が直ちに日本政府自らの手によって準備されなければならないはずである。

1992年当連合会は刑事施設法案に対する対案「刑事処遇法案」を公表し、1994年にはこの法案を詳細に解説した「解説・刑事処遇法案」を出版している。この中で当連合会は2000年までの代用監獄廃止と廃止までの期間においても、重大事件、否認・黙秘事件、女性・少年事件の代用監獄収容禁止、被疑者・弁護人の勾留場所の変更請求権、捜査と留置の明確な分離、懲罰・保護室の適用禁止、法務大臣による監督を提案していた。今回の法案要綱も、代用監獄の廃止に関しては、この内容を基本的に踏襲することとした。

この法案要綱の公表が、数々のえん罪を生み出してきた元凶というべき代用監獄制度を廃止し、刑事司法制度と刑事拘禁制度の全面的な改革の新たな出発点となることを願ってやまない。

別紙

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と
刑事訴訟法の一部を改正することを求める法案要綱 試案
(通称 日弁連拷問禁止法案要綱)

以下は、2007年5月の拷問禁止委員会の最終見解15, 16項に指摘された、代用監獄、取調べに関する規則と自白に関する問題について、法制度の改革になじむ部分を抽出し、法案要綱の試案として表現したものである。

第1 代用監獄制度に関して

1 代用監獄の廃止

次の各条文を削除する。

(1) 刑事被収容者処遇法第14条第2項第2号

(2) 同法第15条

但し、最長で2020年まで、一定の警察留置場を代用監獄として利用することを認める。

2 経過措置としての代用監獄の利用の限定

代用監獄が廃止されるまでの間、次の経過措置をとるものとする。

代用刑事施設として被勾留者を収容できる警察留置場を一定の施設に限定する。

刑事被収容者処遇法第15条第1項第1号～4号に定める者のほか、次の者も代用刑事施設の収容対象者から除く。

(1) 勾留質問時に被疑事実の全部または一部を否認または黙秘した者

(2) 女性

(3) 少年

(4) 法定刑に死刑若しくは無期懲役・禁刑を含む事件の被疑者

3 捜査と留置の分離

刑事被収容者処遇法第16条第3項を改正し、留置担当者はいかなる犯罪の捜査にも従事してはならず、また、犯罪の捜査に従事する警察官は護送業務を含む一切の留置業務に従事してはならないものとする。

検察官及び捜査担当警察官は、被疑者が代用監獄に留置されている状態を捜査の便宜のために利用してはならない。

4 留置施設における医療

刑事被収容者処遇法第201条を改正し、第2項として以下を加える。

「被留置者が医師による診療を希望した場合には、すみやかに留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、必要な医療上の措置を講ずること。」

5 留置施設視察委員会

刑事被収容者処遇法第21条第2項に、次の但し書きを設ける。

「但し、各委員会に1名以上、都道府県弁護士会（北海道においては各方面本部に対応する弁護士会、東京都においては三弁護士会）の推薦する委員を任命しなければならない。」

*同法第8条（刑事施設視察委員会）第2項も同様とする。

6 防声具の廃止

刑事被収容者処遇法第213条を次のとおり改正する。

見出しから「防声具」を削除する。

第2項但し書きを「捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。」と改める。

第3項を削除する。これに伴い、以下の改正を行う。

（1）第4項を「前項に規定する場合において・・・その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。・・・」と改める。

（2）第5項を「拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、留置業務管理官は、・・・」と改める。

（3）第6項及び第7項から「又は防声具」を削除する。

（4）第8項を「捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、・・・」と改める。

7 公安委員会から独立した効果的な不服申立制度

不服調査検討会

刑事被収容者処遇法第230条第2項として、新たに次の内容を設ける。

（1）公安委員会は、前項の申請を受けた場合、すみやかに弁護士会の推薦する弁護士を含む外部の有識者からなる不服調査検討会に対し、諮問するものとする。

（2）不服調査検討会には、弁護士会の推薦する弁護士たる職員を含む事務局を置く。

（3）公安委員会は、裁決にあたり、第三者機関の答申を最大限に尊重しなければならない。答申と異なる裁決を行う場合には、裁決書にその理由を明示しなければならない。

人身保護制度の改善

人身保護規則第4条を削除する。

第2 弁護を受ける権利と取調べに対する規制に関して

1 すべての身体を拘束された被疑者に対する国選弁護の保障

刑事訴訟法第37条の2を改正し、被疑者の国選弁護は、身体拘束されたすべての被疑者につき利用可能なものとする。

2 接見指定制度の廃止

刑事訴訟法第39条3項を削除し、検察官等による接見等の指定制度を廃止する。

3 取調べの弁護人の立ち会い、録音・録画

刑事訴訟法第198条の2として、以下の内容の条文を新設する。

被疑者又は被告人の取調べにあたっては、あらかじめ、弁護人に対して取調べに立ち

会う機会を与えること。

被疑者・被告人または弁護人が、取調べへの立会いを求めた場合には、立会いなくして取調べを行うことはできないこと。

被疑者又は被告人の取調べの状況は、取調べの開始の時点から終了までのすべての過程について電子的に録音又は録画すること。

4 取調べ時間に対する法的制限

刑事訴訟法第198条の3として、以下の内容の条文を新設する。

一日に取調べのできる時間の上限を8時間とする。

逮捕又は勾留された被疑者・被告人の取調べは、食事、就寝その他、予め施設において定められた動作時限に従わなくてはならないこと。夜間の時間帯は取調べを禁止すること。

5 拷問、非人道的な取り扱いによる自白の証拠排除

刑事訴訟法第319条第1項を以下のように改正する。

「次に掲げる自白は、これを証拠とすることができない。

- 一 強制、拷問又は脅迫による自白、・・・その他任意にされたものでない疑いのある自白
- 二 残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いによりなされた自白」

6 違法な取調べによる供述の証拠排除

刑事訴訟法第322条に第2項として以下の内容を新設する。

「前項の規定に関わらず、第198条の2及び第198条の3に違反した取調べによりなされた供述は、証拠とすることができない。」

7 捜査機関の所持する証拠の開示

刑事訴訟法第40条を以下のように改正する。

「弁護人は、公訴の提起後は、当該訴訟に関し捜査機関または裁判所が保管する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。ただし、裁判所において証拠物を謄写するについては・・・（以下同じ）」

第3 非拘禁化措置

1 起訴前の保釈

刑事訴訟法第207条第1項但し書を削除し、保釈制度を被疑者にも適用することとすべきである。

2 その他の社会内処遇措置の導入

未決被拘禁者に対する自宅拘禁、行動制限などの社会内処遇制度を設けるべきである。

以上

参考

条約に基づいて締約国により提出された報告書の審査（日本）
拷問禁止委員会の結論と勧告（抜粋）

2007年5月18日

代用監獄

15. 委員会は、被逮捕者が裁判所に引致された後ですら、起訴に至るまで、長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留及び取調べに対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるものであり、事実上、無罪推定の原則、黙秘権及び防御権を尊重しないこととなり得るものである。特に、委員会は以下の点について深刻な懸念を有する。

- a) 捜査期間中、起訴にいたるまで、とりわけ捜査の中でも取調べの局面において、拘置所に代えて警察の施設に拘禁されている者の数が異常に多いこと
- b) 捜査と拘禁の機能が不十分にしか分離されておらず、そのために捜査官は被拘禁者の護送業務に従事することがあり、終了後には、それらの被拘禁者の捜査を担当し得ること
- c) 警察留置場は長期間の勾留のための使用には適しておらず、警察で拘禁された者に対する適切かつ迅速な医療が欠如していること、
- d) 警察留置場における未決拘禁期間が、一件につき起訴までに23日間にも及ぶこと
- e) 裁判所による勾留状の発付率の異常な高さにみられるように、警察留置場における未決拘禁に対する裁判所による効果的な司法的コントロール及び審査が欠如していること
- f) 起訴前の保釈制度が存在しないこと
- g) 被疑罪名と関係なく、すべての被疑者に対する起訴前の国選弁護制度が存在せず、現状では重大事件に限られていること
- h) 未決拘禁中の被拘禁者の弁護人へのアクセスが制限され、とりわけ、検察官が被疑者と弁護人との接見について特定の日時を指定する恣意的権限をもち、取調べ中における弁護人の不在をもたらしていること
- i) 弁護人は、警察保有記録のうち、すべての関連資料に対するアクセスが制限されており、とりわけ、検察官が、起訴時点においていかなる証拠を開示すべきか決定する権限を有していること
- j) 警察留置場に収容された被拘禁者にとって利用可能な、独立かつ効果的な査察と不服申立ての仕組みが欠如していること
- k) 刑事施設では廃止されたのと対照的に、警察拘禁施設において、防声具が使用されていること

締約国は、未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべきである。とりわけ、締約国は、未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、

- a) 留置担当官を捜査から排除し、また捜査担当官を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し、捜査と拘禁(護送手続を含む)の機能の完全な分離を確実にするため、法律を改正し、

- b) 国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限し、
- c) 警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にすると同時に、法的援助が逮捕時点からすべての被拘禁者に利用可能なものとされ、弁護人が取調べに立ち会い、防御の準備のため起訴後は警察記録中のあらゆる関連資料にアクセスできることを確実にし、
- d) 都道府県警察が、2007年6月に設立される予定の留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障し、
- e) 警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため、公安委員会から独立した効果的不服申立制度を確立し、
- f) 公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮し、
- g) 警察留置場における防声具の使用を廃止するべきである。

取調べに関する規則と自白

16. 委員会は、とりわけ、未決拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如と、無罪判決に対して、有罪判決の数が極端に多いことに照らし、刑事裁判における自白に基づいた有罪の数の多さに深刻な懸念を有する。委員会は、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要的とされていないことに懸念を有する。加えて、委員会は、国内法のもとで、条約第15条に違反して、条約に適合しない取調べの結果なされた任意性のある自白が裁判所において許容されうること懸念を有する。

締約国は、警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである。加えて、締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、委員会に対し、強制、拷問もしくは脅迫、あるいは長期の抑留もしくは拘禁の後になされ、証拠として許容されなかった自白の数に関する情報を提供すべきである。